

Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

USEFUL INFORMATION

English

SIDS を予防しましょう

日本語記事は8ページにあります。

Previna-se contra a Síndrome de Morte Súbita Infantil (SMSL)

- Novembro é o mês de conscientização e reforço de medidas contra a SMSL -

A Síndrome de Morte Súbita Infantil (SMSL) descreve a condição do bebê que até então era saudável e, sem ter sofrido nenhum acidente ou sufocação, falece de repente enquanto dorme. No Japão, 1 em cada 6.000 bebês falece desta síndrome, principalmente entre os 2 e 6 meses de idade e, ainda que raramente, mesmo após 1 ano de idade. As causas desta síndrome ainda são desconhecidas.

• Previna-se contra a SMSL seguindo as três instruções abaixo:

1. Evite deixar o bebê dormindo de bruços.
2. Os membros da família devem parar de fumar.
3. Na medida do possível, amamente o bebê

▶ **Informações:** Centro de Saúde "Hoken Senta" (Tel: 82-8211)

To Prevent Sudden Infant Death Syndrome (SIDS)

In November, we will conduct a campaign to prevent infants from suffering from SIDS.

SIDS is a syndrome that healthy infants suddenly die, not due to accidents or suffocation, during sleep. Across our country, around one six thousandth dies every year. Infants from two months old to six months old are the most susceptible to SIDS, in rare cases, the infants even above one year old may suffer from it. Up to now, the cause of it is unknown yet.

• To protect your baby against the sudden attack of SIDS, you should follow the three precautions below.

- 1 Do not let your baby sleep on his/her stomach.
- 2 Family members should refrain from smoking.
- 3 Breast-feed your baby as much as you can.

▶ **Inquiries:** Health center (Tel: 82-8211)

11月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▶ ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

※不動産相談については、市役所2階 打合せ室南で行っています。

相談ごと	と き	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人 相談コーナー (内線159)
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (☎83-1111 内線204) または市民課 (☎95-0152)
司法書士相談 (金銭問題、相続等) (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課 (☎95-0156)
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)	消費生活センター (経済課 ☎95-0195)
労働相談(要予約)	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課 (☎95-0125)

〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	と き	ところ	問合せ
税務相談	11月20日(火) 午前9時～正午	市役所 2階 打合せ室②南	税務課 市民税係 (☎95-0116)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所 2階 第4相談室	学校教育課 (☎95-0136)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所 2階 第5相談室	子ども課 (☎95-0120)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所 1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係 (FAX 83-1141)
女性悩み ごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所 3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)
D V 相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

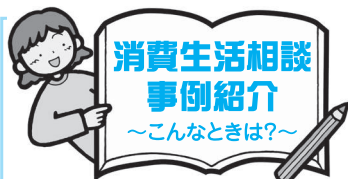
※法律相談は毎月1日(休日を除く)の午前8時30分から
予約してください

〇〇福祉の里ハツ田 相談コーナー〇〇

▶ 予約・問合せ 社会福祉協議会(☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談(要予約)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談(要予約)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分



このコーナーでは、全国の消費生活センター等に寄せられた相談事例をご紹介します。

【相談内容】テレビショッピングで健康食品を購入し商品が届いた。その後、何も頼んでいないのに1カ月後に同じ商品が届いた。よく確認すると「定期お届けコース」になっていた。これ以上は要らないので返品し、定期購入を解約したい。

【アドバイス】テレビショッピングは情報の表示時間が限られているため、ついつい商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいがちですが、契約内容や解約条件を見逃さないようにしましょう。なお、定期購入である場合は、その旨や定期購入の期間など重要な事項が表示されているので注意しましょう。電話で注文する際にオペレーターが定期購入等の契約条件を説明する場合があります。しっかりと話を聞いて、注文内容を確認しましょう。説明が分からない場合や契約内容について説明がない場合は自分から確認し、納得してから注文しましょう。テレビショッピングなどの通信販売ではクーリング・オフの制度はありません。ただし、契約条件によっては返品出来る可能性がありますので、困ったときは、早めに消費生活センター等にご相談ください。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市消費生活センター】毎週月・水・木・金曜日:午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) ▶☎95-0195

【愛知県消費生活総合センター】月～金曜日:午前9時～午後4時30分、土・日曜日:午前9時～午後4時 ▶☎052(962)0999